

議案第106号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年12月20日

三朝町長 安田真一郎

平成7年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

職階	職名	職階	職名	職階	職名	職階	職名	職階	職名
1	町長	2	町副長	3	町議会議長	4	町議会議長補佐	5	町議会議長補佐
6	町議会議長補佐	7	町議会議長補佐	8	町議会議長補佐	9	町議会議長補佐	10	町議会議長補佐
11	町議会議長補佐	12	町議会議長補佐	13	町議会議長補佐	14	町議会議長補佐	15	町議会議長補佐
16	町議会議長補佐	17	町議会議長補佐	18	町議会議長補佐	19	町議会議長補佐	20	町議会議長補佐
21	町議会議長補佐	22	町議会議長補佐	23	町議会議長補佐	24	町議会議長補佐	25	町議会議長補佐
26	町議会議長補佐	27	町議会議長補佐	28	町議会議長補佐	29	町議会議長補佐	30	町議会議長補佐
31	町議会議長補佐	32	町議会議長補佐	33	町議会議長補佐	34	町議会議長補佐	35	町議会議長補佐
36	町議会議長補佐	37	町議会議長補佐	38	町議会議長補佐	39	町議会議長補佐	40	町議会議長補佐
41	町議会議長補佐	42	町議会議長補佐	43	町議会議長補佐	44	町議会議長補佐	45	町議会議長補佐
46	町議会議長補佐	47	町議会議長補佐	48	町議会議長補佐	49	町議会議長補佐	50	町議会議長補佐
51	町議会議長補佐	52	町議会議長補佐	53	町議会議長補佐	54	町議会議長補佐	55	町議会議長補佐
56	町議会議長補佐	57	町議会議長補佐	58	町議会議長補佐	59	町議会議長補佐	60	町議会議長補佐
61	町議会議長補佐	62	町議会議長補佐	63	町議会議長補佐	64	町議会議長補佐	65	町議会議長補佐
66	町議会議長補佐	67	町議会議長補佐	68	町議会議長補佐	69	町議会議長補佐	70	町議会議長補佐
71	町議会議長補佐	72	町議会議長補佐	73	町議会議長補佐	74	町議会議長補佐	75	町議会議長補佐
76	町議会議長補佐	77	町議会議長補佐	78	町議会議長補佐	79	町議会議長補佐	80	町議会議長補佐
81	町議会議長補佐	82	町議会議長補佐	83	町議会議長補佐	84	町議会議長補佐	85	町議会議長補佐
86	町議会議長補佐	87	町議会議長補佐	88	町議会議長補佐	89	町議会議長補佐	90	町議会議長補佐
91	町議会議長補佐	92	町議会議長補佐	93	町議会議長補佐	94	町議会議長補佐	95	町議会議長補佐
96	町議会議長補佐	97	町議会議長補佐	98	町議会議長補佐	99	町議会議長補佐	100	町議会議長補佐

三朝町条例第25号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

- 第9条第4項中「2,000円」を「2,500円」に改める。
- 第10条の2第1項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「貸間を含む。」の次に「第3号において同じ。」を加え、同項に次の1号を加える。
 - (3) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

第10条の2第2項中「掲げる額」の次に「（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第17条第1項中「3,300円」を「3,400円」に、「4,950円」を「5,100円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条第3項中「575,000円」を「580,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級 号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
1	円	円	182,500	215,200	232,700	252,800	272,000	293,100
2	133,600	169,000	189,300	223,300	241,400	261,700	281,200	302,900
3	137,900	175,600	196,100	231,600	250,300	270,600	290,600	312,900
4	142,400	182,500	202,900	240,300	258,900	279,600	300,100	323,300
5	147,400	188,200	210,200	249,100	267,300	288,600	309,800	333,700
6	153,100	193,200	218,000	257,600	275,800	297,700	319,600	344,000
7	159,000	198,200	225,700	265,900	284,300	307,000	329,500	354,100
8	165,000	203,100	232,900	274,200	292,700	316,400	339,400	364,100
9	169,400	207,700	239,400	282,300	301,100	325,800	349,200	374,100
10	172,900	212,200	245,700	290,200	309,400	335,400	358,900	384,100
11	175,800	216,600	251,900	298,000	317,600	345,200	368,500	394,000
12	178,500	221,000	257,600	305,600	325,500	354,900	377,800	403,900
13	181,200	225,300	263,300	313,100	333,400	364,500	386,800	413,800
14	183,400	228,700	268,700	320,500	341,000	373,800	394,700	423,300
15	185,500	231,800	274,000	327,200	347,200	382,100	401,600	430,700
16	187,100	234,900	278,800	333,500	353,000	388,800	407,800	437,700
17		238,000	283,200	338,100	358,100	395,200	413,200	442,300
18		240,900	287,000	342,200	362,300	399,600	417,800	446,800
19		242,900	290,500	346,200	366,200	403,900	422,300	451,100
20			293,300	349,100	369,800	408,100	426,400	455,000
21			296,000	351,800	372,900	412,300	430,300	458,800
22			298,600	354,500	376,000	416,200	434,000	
23			301,100	357,300	379,200	419,900		
24			303,500	360,200	382,300	423,500		
25			305,900	362,900	385,100			
26			308,200	365,500	387,900			
27			310,500	367,900				
28			312,800	370,300				
29			315,100					
30			317,300					
31			319,500					
32			321,700					

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2第1項及び第2項並びに第17条第1項の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、別に定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例並びに条例に基づく規則及び任命権者が定める規程に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。